

「表紙共 10 枚」

令和2年11月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年12月8日(火曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

1 1 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 12月調査委員の選任について

6 その他

(1) 12月現地調査

日 時 12月28日（月） 午前9時～

※調査委員のみ

(2) 12月定例総会

日 時 1月12日（火） 午後1時30分～ 会 場：7階 大会議室

(3) 行事日程

12月15日(火)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合い
スキルマスター研修会〔実践編〕

12月18日(金) 常設審議委員会(大分市)(会長)

令和3年

1月20日(水) 第3回農地の利用集積・最適化推進大会
午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

(4) その他

- ・ 「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・ 「11月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、6番、綾垣和子委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。また、本日は、大分県内で新型コロナウイルスの感染者が拡大していますことから、農業委員さんのみの出席とさせていただきます。それでは、総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長お願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>みなさん、改めまして、こんにちは。報告したいことがございます。2020年の農林業センサスで、調査結果でございます、5年間です、日本国内で40万人の農業者が減少したという報告がございました。全てが耕作放棄地になったというわけではなく、農地の集約化が進んでいるという見解がございました。各農業委員の方々、また推進委員の方は今日はおられませんけれど、各地域で、さらなる調査をして、耕作放棄地の調査などをよろしくお願ひしたいと思います。また、今日またコロナ対策の関係上、なるべく時間短縮で会を進めていきたいと思ひます。では、座って議事を進行してまいります。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名でございます。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただきますことにご異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、議事録署名委員を、5番の左原三枝子委員、19番の高瀬義徳委員にお願いしたいと思います。</p>

	<p>続きまして、議案訂正です。事務局、議案訂正ございますか。</p> <p>事務局からでございます。今日は議案訂正が1件ございます。議案集の8ページ以降が第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件。利用権の分でございますけれども、こちらのうちですね、17ページをお開きください。17ページの下の段の288番でございます。こちら、大字羽田〇、ほか3筆、計4筆の利用権の設定でございますが、貸し手が〇さん、借り手が〇さんの分ですけれども、このですね、解約理由の欄の下の行でございますね。借り手、賃借人の申出によるというふうに記載しておりますけれども、正しくは賃貸人でございますね。貸すほうのですね。借るじゃなくて貸すほうの人のですね、申出のほうでございましたのすいません。こちらのほうを訂正させていただきます。よろしいでしょうか。お願いいたします。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>よろしいですか。議案のほうに入ってまいりたいと思います。今回の調査委員は7番の森克男委員、8番の飯田隆委員、17番の原田文利委員でございます。調査委員長、7番の森克男委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、森委員長、一言お願いいたします。</p> <p>調査委員 (森 克男)</p> <p>27日に、委員3名と事務局4名ですね、今回、私初めてですけど、調査件数が12件と大変少なく、3時ごろには全部終了するという大変恵まれた調査でありました。今日は、会長さんも言われましたように早く終わりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございました。それでは、議案の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局説明をお願いいたします。</p>
--	--

事務局
(櫻木悠輔)

それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。

まず、議案集1ページ、3条の申請、今月は5件上がっております。まず、52番から説明いたします。天瀬町合田〇で、譲渡人が、〇さん。高齢のため譲り渡したいとのことです。譲受人が〇さん、譲り受けて規模拡大したいとのことです。場所ですけれども、210号線を旧丸山小のほうに向かって入って行って、手前を南に行ったところですよ。こちらが航空写真で、字図で見ますと、こういう形状になっております。現在の状況ですけれども、こういった形で栗の木が植わっている状態です。

次に53番、出口〇ほか3筆で、譲渡人が、〇さん、体調不良のため、規模を縮小していきたいということで、譲受人が同じく出口の〇さん、譲り受けて規模拡大したいとのことです。場所は、出口から松原ダムのほうに向かう、県道の天瀬阿蘇線を少し入っていったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図ですね。4筆が隣り合っております、現在の状況がこのようになっています。

次に54番、大山町東大山〇と〇の2筆で、譲渡人が、〇さん、農地をたくさんお持ちですけれども、農地を荒らすことを防いで、やる気のある方に託したいということでございます。譲受人が近所に住む、〇さん、譲り受けて農業をしたいということです。この譲受人の〇さんご自身は、農地を持ってはいないのですけれども、義理のご両親が農業従事者で、6反ほど農地を持っておりまして、一緒に農業を行っていくということです。場所ですけれども、広域農道がありまして、ふるや台を過ぎたところを西に入っていくところになります。こちらが航空写真です。字図が、北側の1筆がこのようになっています、こちらが南側の状況です。現在はこちらが北側の1筆、こちらが南側の1筆の状況です。

次に55番です。天瀬町馬原〇と〇で、譲渡人が〇さん、市外の居住で管理が困難なために譲り渡したいということで、譲受人が〇さんで、譲り受けて規模を拡大したいということです。場所ですけれども、1筆は210号線沿い、女子畑の発電所を東側に行った、〇のところですね。もう1筆が少し北に上がっていった馬原の本村の集落の近くになります。航空写真で見ますと、このようになっています、字図が、まず、北側の字図で、こちらが南側の字図になっています。現在の状況が、こちらが北側の1筆ですね。次に南側の1筆になります。

では、3ページに行きまして、最後、夜明〇と〇、大肥〇ほか、計7筆になります。譲渡人が〇さん。遠方で、耕作不能のために譲り渡したいということで、この夜明の農地の隣の筆で耕作をされている〇さんが買い取ってくれるということです。場所が国道211号線の〇のところを少し上がっていったところ、一応、大字夜明とありますけど、ほぼもう大鶴になります。ここの2筆と、東側に行って〇を過ぎて〇があるところですね、ここの5筆になります。こちらが航空写真です。こちらが夜明側の2筆の字図になります。こちらが大肥の5筆です。現在の状況です。こちらが夜明側の2筆ですね。最近までかなり荒れていたようですが、譲受人の方が最近草刈りなどをしてきれいになっておりました。こちらが大肥のほうの5筆の状況です。こちらも荒れていた分はきれいになっております。あとはハウスの撤去など少しだけ作業が残っている分もありまして、この点については譲受人の方から、大鶴の原田委員にもご相談があったようで、残りの分も今後すぐに作業を終了するというので、間違いないという旨お話をいただいております。こちらが残りの3筆の状況です。

3条は以上5件でございます。それでは、現地調査にご同行いただいた森委員にご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

調査委員
(森 克男)
事務局
(櫻木悠輔)

私たち3人で見た限り、特に問題はないと思います。

ありがとうございます。では、次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をご覧ください。3条の分が1ページと2ページの分ですね。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない。つまり問題がないということを確認いたしました。事務局からの3条の対象地に関する説明は以上になります。

議 長
(石井照久)

ありがとうございます。事務局の報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。ありませんか。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(ありませんの声)</p> <p>なかったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただければ幸いです。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございます。第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、2件お願いいたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、農地法第4条による許可申請の件について説明いたします。今月は2件ございます。</p> <p>議案集の4ページになります。39番の案件です。申請地が天瀬町馬原〇、台帳地目が田の1,388㎡の第2種農地で、申請人は福岡県福岡市の〇さんです。申請理由は、植林用地でございます。場所のほうですけれども、豊後中川駅のところから高塚のインター方面に上がってずっと行くのですけれども、その途中で〇さんというところがあるのですが、そこを右に入ってますね、ちょっと行ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらはですね航空写真を拡大したものですけれども、ちょっと見えづらいのですが、もう木が植わっているような状態になっておまして、間に川とかが入っていたので、遠目にはなるのですけれども、現況はこのような状態になっております。相談のあったときにですね、赤い線のこちら側が川なのですけれども、川を越えて現地に行ったときの状態がこのような状態です。もう既に木が植わっている状態ということなので、追認案件となりますので始末書をいただくようにしております。</p>

<p>調査委員 (森 克男) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、40番の案件です。天瀬町馬原〇、台帳地目が田の204㎡の第2種農地で、申請人が福岡県筑紫野市の〇さん、申請理由が農業用倉庫用地ということで、場所のほうですけれども、先ほどの案件のところは〇さんのところを右に曲がったのですが、それをさらに真っすぐ行った先になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になるのですけれども、赤いところが申請地になります。ここが県道ですけれども、この部分は宅地で、その奥が農地としてある部分で、今回の申請地になります。こちらが航空写真を拡大したもので、ここが宅地で、申請地がこの部分ということになります。こちらが現況の写真で、ここに農業用に使うための倉庫を建ててあるということで今回申請したのですけれども、申請人さんのお父さんがされていたようで、申請人のお話によると、たぶんこの近くにもともと農地を持っていたので、農業用の機械とかそういうものを置くためにこういう倉庫を建てたのではないかということではありましたが、追認案件ということになりますので、こちらも始末書をいただくようにしております。</p> <p>4条のほうは以上2件になります。調査にご同行いただいた森委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>2件ですが、いずれも追認案件ということですが、特に問題のある案件ではなかったかと思います。</p> <p>ありがとうございます。それでは、チェックシートの説明をいたします。資料No.1の4条の部分が、3ページと4ページになりますが、全ての項目に該当しないということが許可の条件になっておりますが、全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、2件とも追認案件で始末書ということでございますが、皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければこの件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局、説明のほう、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>議案第3号、農地法第5条について説明いたします。今月は5件でございます。</p> <p>まず、議案集5ページの62番の案件です。申請地が大宇庄手の○と○で、台帳地目は田の2筆合わせて1,319㎡の第3種農地になります。譲渡人が兵庫県宝塚市の○さん。譲受人が田島1丁目の○さんで、申請理由は賃貸共同住宅用地でございます。場所のほうですけれども、庄手のほうのですね、○さんの近くで、○の道路を挟んで向かいぐらいの場所になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、ちょっと荒れているのですけれども、こちらを譲り受けて、賃貸共同住宅を2棟建てる計画となっております。</p> <p>続きまして、63番の案件です。大宇石井○で、台帳地目が畑の422㎡の第3種農地で、譲渡人が神奈川県横浜市○さんと東京都練馬区○さんで、持ち分は2分の1ずつということとなっております。譲受人は、石井町2丁目の○さんで、申請理由が駐車場用地でございます。場所のほうですけれども、石井小学校の近くに○と○かあるのですが、そこに、○さんもありまして、そのすぐ横の隣接した農地となります。こちらが航空写真</p>

で、こちらが字図になります。隣のここが○さんのほうになります。こちらが現況の写真で、こちらが○さんの建物で、駐車場が狭いのでということで、こちらを駐車場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の6ページになります。64番の案件です。大字渡里○で、台帳地目が田の225㎡の第3種農地で、貸人が、清岸寺町の○さんで、借人が中釣町の○さんで、申請理由は一般住宅用地でございます。貸人、借人は親子の関係ということで、お父さんの土地を借りて子供さんが家を建てるという形の申請でございます。場所のほうですけれども、○さんとか、○さんとかがあるのですけれども、そのちょっと北側で、ここが日田インターですが、ちょっと山際のほうの場所になります。こちらが航空写真です。こちらが字図で、こちらがお父さんのほうのお家になります。こちらが申請地ですけれども、こちらが貸人さん、お父さんの自宅で、その自宅の横に子供さんが家を建てたいということで今回申請を出されております。

続きまして、65番の案件です。西有田の○と○で、台帳地目が田の2筆合わせて682㎡の第2種農地で、賃貸人が福岡県福岡市の○さん。賃借人が上城内町の○さんで、申請理由は駐車場用地でございます。場所のほうですけれども、西有田の○さんのすぐそばの農地になります。○さんの道路挟んで向かい側の場所になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、今年の初めぐらい、春ぐらいかと思うのですが、○さんの横に○さんが事務所を移転したいということで、申請を出して許可を受けているのですけれども、駐車場がちょっと足りないということで、こちらの農地のほうを借りて駐車場として利用したいということで申請が出ております。

続きまして、議案集の7ページになります。66番の案件で、申請地が南元町○で、台帳地目が田の615㎡の第3種農地で、譲渡人が、広島県広島市の○さんと、兵庫県神戸市の○さん、持分が2分の1ずつでございます。譲受人が、南元町の○さんで、○さんを経営されている法人になりますが、そちらが譲り受けて駐車場として利用したいということで、申請が出ております。場所のほうですが、○さんがこちらにあるのですが、ここにJRの線路とかあって、中野川があるのですけれども、その近くの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、駐車場のほうがちょっと不足しているということで、こちらのほうは病院からちょっと離れていますので、職員の駐車場として、こちらのほうを利用したいということで申請が出ております。

<p>調査委員 (森 克男) 事務局 (田中さおり)</p>	<p>5条のほうは以上5件になります。現地調査にご同行いただいた森委員に一言いただきたいと思います。</p> <p>いずれも問題のあるような案件ではありませんでしたので、妥当な説明だったと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。資料No.1のほうをご覧ください。5条のほうの分が5ページから6ページになりますが、全ての項目に該当しないということが許可の条件となっておりますが、全て該当しないことを確認しております。私のほうからは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように、問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>なければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり決定いたしました。</p>

<p>調査委員 (森 克男)</p>	<p>これで議案を終わりましたので、森委員、一言お願いします。</p> <p>一言お礼を申し上げたいと思います。こんなに少ないことは滅多にありませんで、問題も全くなくて全員の委員さんから質問もありませんでしたが、こんなふうになるように、ぜひ今度する時もこのようになるように祈っております。ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、8ページの議案第4号です。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規3件、再設定12件、解約4件でございます。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より、農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いいたします。問題があれば挙手して発言を願いたいと思います。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありませんので、集積計画の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただけましょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。承認いたします。</p> <p>議案第 5 号、現況証明書、非農地証明書の発行について、5 件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案 18 ページ、議案第 5 号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は 5 件申請がありました。</p> <p>番号 25、大字高瀬○で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が 266 ㎡です。申請人は、日田市誠和町の○さんです。申請理由は、昭和 44 年 7 月 16 日に、農地法第 5 条の許可を受け転用したものの、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため、申請するもので発行基準 2 に該当するものです。スライドで場所を説明いたします。近くには、日田高瀬郵便局や南部中学校がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真、このようになっておりまして、赤く囲んでいるところが申請地です。同じものの字図、こちらになっております。現況の写真、このようになっておりまして、赤く囲んでいるところが申請地で、ご覧のとおり、家が建っており、宅地で問題ないかと思えます。</p> <p>続きまして、番号 26、大字夜明○と○で、地目は台帳が畑と田、現況は原野と山林で、面積が合計で 1,363 ㎡です。申請人は大分市の○さんです。申請理由は、○、こちらは現況に合わせて地目を整理するため、発行基準 4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。また○は、平成 6 年 5 月 10 日に、農地法第 4 条の許可を受け、植栽用地に転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、こちらは発行基準 2 に該当します。スライドで場所をご説明いたします。福岡県との県境に位置しておりまして、近くには○があります。画面、この斜めに走っているのが大分自動車道となっております。赤く丸をしている 2 か所が申請地です。まず○、申請地は赤く囲んで</p>

いるところです。同じものの字図はこちらです。現況の写真はこのようになっておりまして、実際荒れておりますし、法面のようなところにもなっております、土地自体傾斜がかかっているところとなっております。続きまして、こちらが○の航空写真です。赤く囲んでいるところが申請地です。こちらが字図になります。こちらが間に見えないところですけど、沢が通っております、谷の反対側から申請地を確認したものになります。画面の奥のほう、見づらいますが植林をされております。同じ土地を別の角度から見たらこのようになっておりまして、このように杉が植林されております。

続きまして、19ページに移ります。番号27、大字大肥○で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が147㎡です。申請人は、日田市大肥本町の○さんです。申請理由は、昭和51年10月5日に、農地法第4条の許可を受け転用したものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当します。場所を説明いたします。近くには大明小中学校がございまして、その横の赤く丸をしているところとなります。航空写真はこのようになっておりまして赤く囲んでいるところです。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっておりまして、赤く囲んでいるところに住宅が建っておりますので、現況宅地ということになるかと思えます。

続きまして、番号28、大字小野○ほか10筆、計11筆で、地目は台帳が田と畑、現況が原野と雑種地、面積が合計で5,379㎡です。申請人は、福岡県那珂川市の○さんです。現況に合わせて地目を整理するための申請で、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と、周囲の状況から見て農地として継続して利用出来ないと見込まれる違反転用ではない土地に該当するものです。場所を説明いたします。近くには○や○さんがございまして山手のほうに上っていった赤く丸をしている一帯にある土地です。航空写真はこのようになっております。同じものの字図はこちらです。現況の写真はいくつかございますが、ご覧いただこうと思えます。このように荒れている土地がいくつも続いております。いずれも赤く囲んでいるところが申請されている土地となります。こちらの土地ですが、一見すると樹木が植えられておりますが、過去の水害の際に奥に見えている川から土砂などが上がってきていて、また、写真には写っていませんが、アスファルトのはがれたものなどがそのまま残っておりますので、ある意味、災害を受けた土地ということで、耕作は今後は難しいという判断をしております。

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>1 5 番 (美野英俊)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>最後の番号29の案件に移ります。中津江村合瀬○で、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積が189㎡です。申請人は日田市中津江村の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、周囲の状況から見て農地として継続して利用出来ないと見込まれる違反転用ではない土地に該当するものです。場所がですね、○さんのすぐ近くにある赤く丸をしているところになります。航空写真はこのようになっております。写真ではわかりづらいですが、この画面中央の道と赤く印をしている申請地はかなりの高低差がございます。こちらは同じものの字図です。現況の写真はこのようになっております。三角形のこちらの土地になっております。実際は道路を作るときの残地のような形ということで伺っております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんから現地調査の際に、証明発行して問題ない旨承っております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。事務局に説明いただきましたが、何かこの件に関しまして何かご発言のある方は、発言をお願いいたしたいと思います。美野委員どうぞ。</p> <p>これは鈴連町の地区で、町内でいえば8班にあたります。この集落は14軒ぐらいあったのですが、今現在は4軒だけ残って、本人は、○君は、もう中学を出てそのまま左官業に従事して、出て行ってしまっていて、まだ家はそのままの形で空き家であります。その周辺はほとんど農地は農地ですけど荒れ放題にあって、どうしようもない状態であります。その河川がまた、今、圃場整備しておりますけれども、その下のほうの圃場整備にかかわる水の水源地なんですけど、水は多いんですけどですね、どうも手のつけようがない状態です。そういう現況でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。ほかに何かございませんか。ありませんか。それではですね、この件に関しまして、よろしいでしょうか。</p>
---	--

議 長
(石井照久)

(はいの声)

それでは、議案第5号、現況証明書、非農地証明書を発行したいと思います。

それでは、議案第6号、21ページ、12月調査委員の選任について、私のほうからご指名させていただきます。2番、松原忠雄委員、13番、財津満寿光委員、18番、財津政美議員の3名の方をお願いしたいと思います。

次に6番、その他。事務局、お願いします。

(1) 12月現地調査

日 時 12月28日(月) 午前9時～

※調査委員のみ

(2) 12月定例総会

日 時 1月12日(火) 午後1時30分 会 場：7階 大会議室

(3) 行事日程

12月15日(火)「人・農地プランの実質化」に向けた話し合いスキルマスター研修会〔実践編〕
(別府市)

12月18日(金) 常設審議委員会 (大分市)

令和3年

1月20日(水) 第3回農地の利用集積・最適化推進大会
午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

(4) その他

- ・「11月分農業委員会活動記録簿」の提出日
- ・「11月分戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年1月12日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 1 9 番